



平成 18 年 6 月 8 日

各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 2 番 6 号
株 式 会 社 バ ル ク
代 表 取 締 役 社 長 村 松 澄 夫
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問 合 せ 先：執 行 役 員 管 理 部 長 柏 山 一 郎
電 話 番 号：03-5649-2500 (代 表)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 19 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正を要する項目ならびに条文のみを抜粋し、網掛け(■)で表記しております。

記

【訂正前】

1. 変更の目的

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の主要な理由により、定款の変更をお諮りするものであります。
- (2) 株主の皆様のご利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、現行定款第 4 条につき公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことが出来るよう、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことが出来るよう、変更案第 20 条(取締役会)第 3 項を新設するものであります。
- (5) 社外監査役、社外取締役及び会計監査人につき、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、賠償責任限定契約を可能とする規定として変更案第 29 条を新設するものであります。
- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。また、その他用語及び引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句及び条数の変更を行うものであります。

【訂正後】

1. 変更の理由

- (1) ■ 株主の皆様のご利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、現行定款第 4 条につき公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。
- (2) ■ 平成 17 年 12 月 14 日、当社株式の名古屋証券取引所上場に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券等の保管振替制度への加入に伴い、現行定款第 6 条(株式

- 取扱規定) 第7条(名義書換代理人)について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 議決権の代理権行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第12条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。
- (4) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことが出来るよう、変更案第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第20条(取締役会)第3項を新設するものであります。
- (6) 当社は、資本金が5億円以上になったため、会社法第328条第1項の規定に従い、「監査役会」及び「会計監査人」を設置することになりましたので、これに対応した所要の規定を新設するとともに、現行定款第5章の標題および同章内の関係する条文の変更を行うものであります。
- (7) 社外監査役、社外取締役及び会計監査人につき、期待される役割を十分に発揮できるよう、賠償責任限定契約を可能とする規定として変更案第29条を新設するものであります。なお、変更案第6章については、監査役の全員一致による同意を得ております。
- (8) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。また、その他用語及び引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句及び条数の変更を行うものであります。

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第27条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期) 第 9 条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(議事録) 第 13 条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 18 条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 23 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 27 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(招集の時期) 第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第 28 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 32 条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上